

知的財産に関する支援機関連携会議

令和 6 年2月6日
関東経済産業局知的財産室

「広域関東圏知的財産戦略本部メールマガジン配信サービス」のお知らせ

知的財産に関するイベントやセミナー、関東局関連事業等の皆様に役立つ情報を、毎月2回程度（不定期）配信しています。是非ご登録ください。



はじめに

各支援機関向け情報

ALL

支援センター（県・市）

金融機関

大学

商工会

商工会議所

中央会

診断士

弁理士会

index

関東経済産業局 知的財産室とは

支援機関における知財支援の必要性

最近の知財制度TOPICS

- 知財経営支援ネットワーク
- 特許出願非公開制度

次年度事業について（局）

- 知財経営定着伴走支援・知財経営支援人材育成事業
- 地域支援機関向け知財活用実践定着プログラム
- 地域支援機関との連携による知財活用普及啓発事業
- 中小企業知的財産支援事業

次年度事業について（特許庁）

- 中小企業知財経営支援金融機能活用促進事業
- 海外権利化支援事業

参考情報

index

関東経済産業局 知的財産室とは

支援機関における知財支援の必要性

最近の知財制度TOPICS

- 知財経営支援ネットワーク
- 特許出願非公開制度

次年度事業について（局）

- 知財経営定着伴走支援・知財経営支援人材育成事業
- 地域支援機関向け知財活用実践定着プログラム
- 地域支援機関との連携による知財活用普及啓発事業
- 中小企業知的財産支援事業

次年度事業について（特許庁）

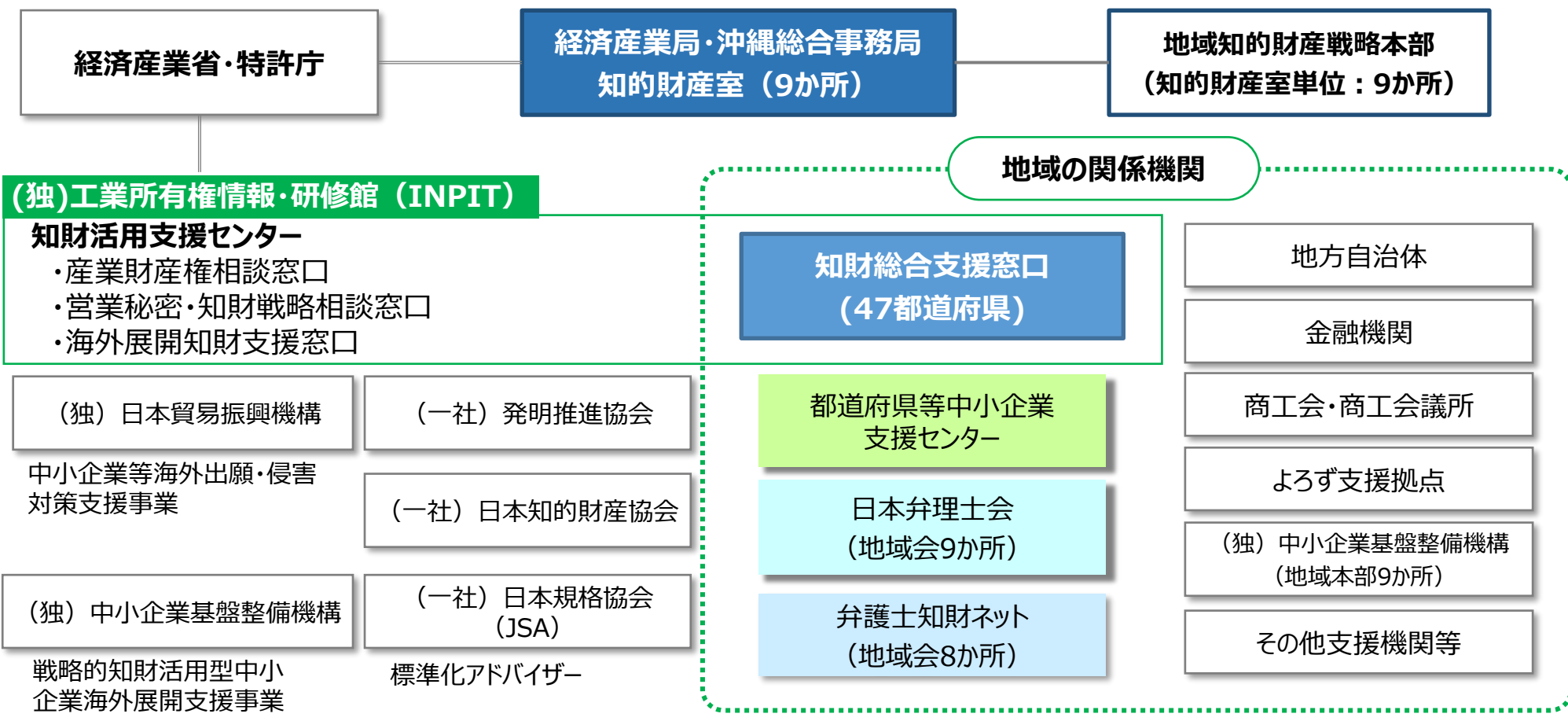
- 中小企業知財経営支援金融機能活用促進事業
- 海外権利化支援事業

参考情報

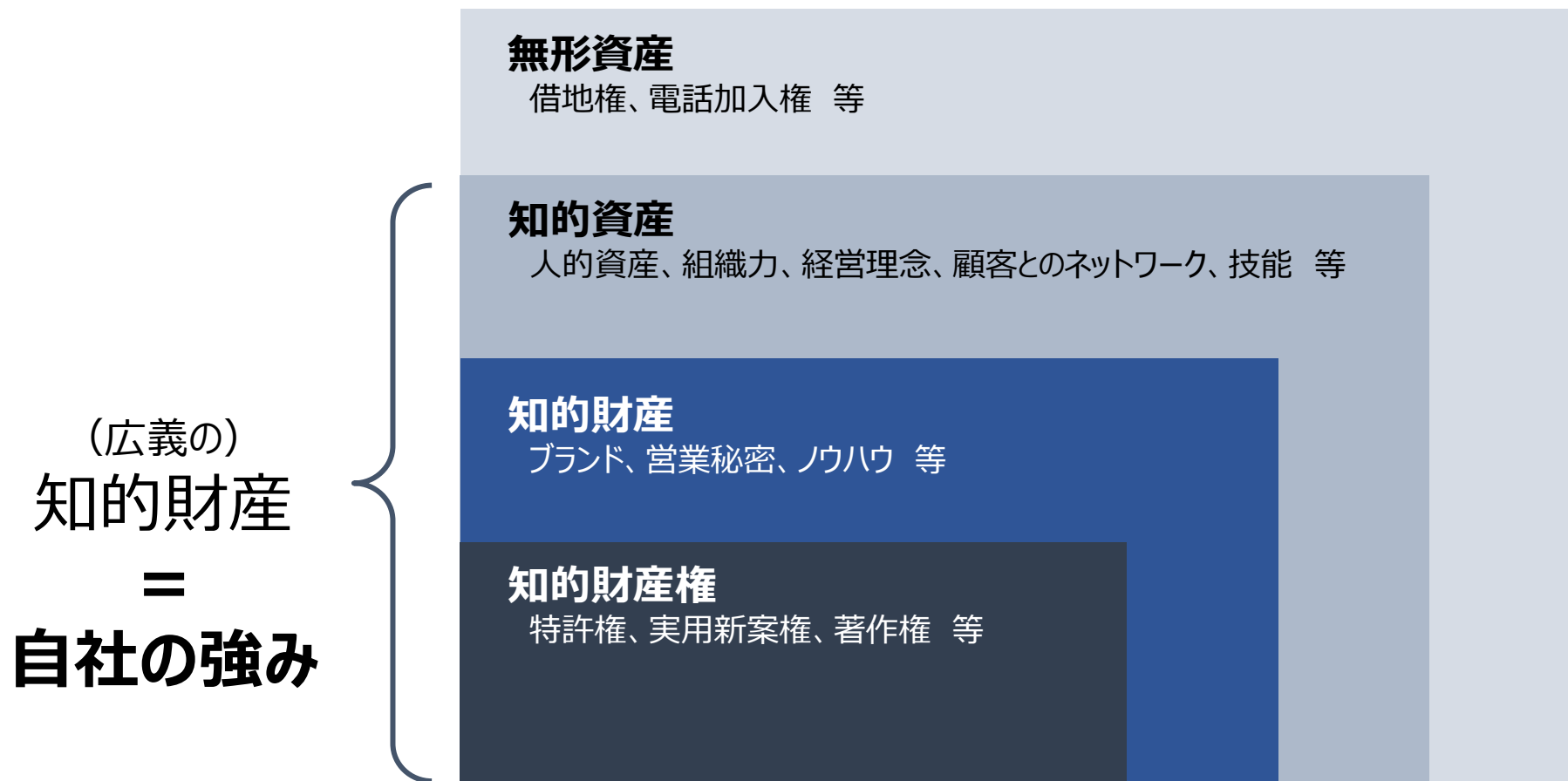
関東経済産業局 知的財産室とは

- 関東経済産業局は**経済産業省の地域ブロック機関**で、広域関東圏（1都10県）を管轄
- 知的財産室は**特許庁の支部的な役割**で、各経済産業局に設置
- **地域の稼ぐ力を向上**させるため、**地域の中小企業等が「知財」を戦略的に活用**する取組を推進

地域における知的財産の総合調整



- 企業が培ってきた独自の技術やノウハウ、ブランド、顧客との信頼関係の築き方などの知見も大切な無形資産であり知的財産



経済産業省WEBサイト『知的資産・知的資産経営とは』を基に作図

身近な商品と知財の関係

- 1つの商品の中に複数の**知財**が存在します
- 知財で**自社技術・ブランド**を守り、他社との**差別化**で稼ぐ。

商標権

商品やサービスのネーミングやマークを保護（登録から10年更新可）

英字ロゴ

CUP
NOODLE

文字商標
(登録第1183902号)

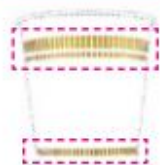
標準文字

CUP NOODLE

文字商標
(登録第4472935号)



キャタピラ部分



位置商標
(登録第6034112号)

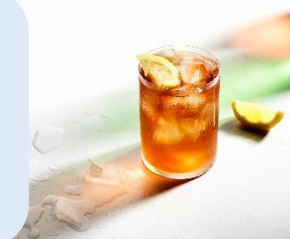
容器の形状



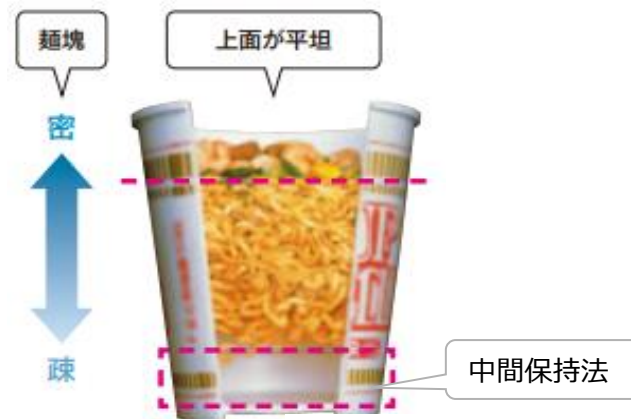
立体商標
(登録第4997908号)

【参考】

- ・ コカコーラの原液のレシピは、特許出願されていません。
- ・ **営業秘密**でブラックボックス化。



(資料) 金融機関のための知的財産マニュアル（北海道経済産業局）を元に作成



特許権

新しい発明を保護
(出願から20年)

容器付スナック麺の製造法

カップ状の金型に茹でた麺を入れ、蓋を閉じた状態で揚げると、金型の中で麺が浮き上がるので、内部に熱が浸透しやすくなり、外面が焦げずむらなく揚がる。結果、上面が平坦で、かつ上部が密、下部が疎である麺塊ができる。これを乾燥した後、カップ状容器に入れ、調味料、具材等を入れて密封する。

実用新案権

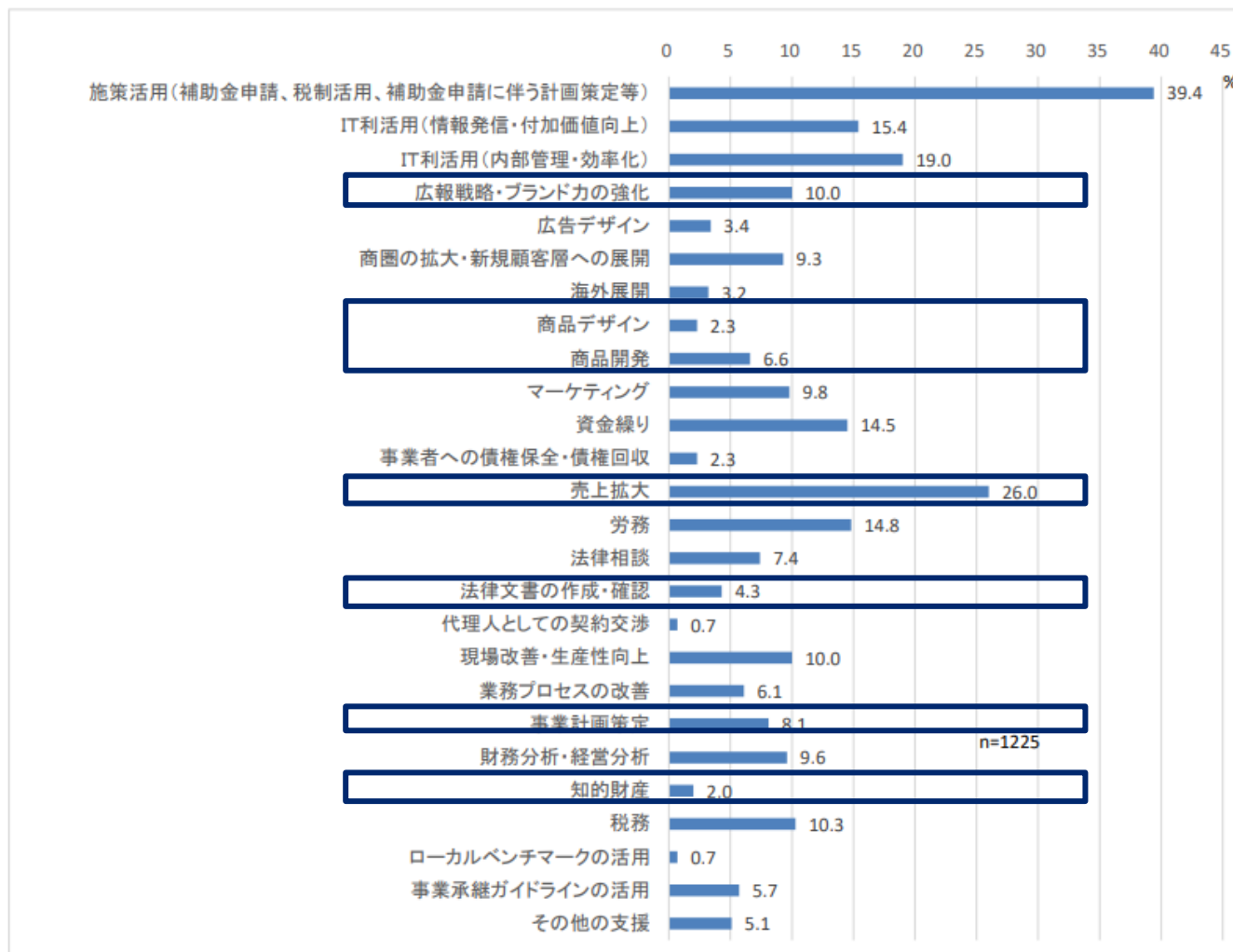
物の構造・形状の考案を保護
(出願から10年)

熱湯注加により復元するカップ入りスナック麺

カップの底より麺塊を大きくしてカップの中間に固定する〈中間保持法〉により、上下部に空間ができ、麺塊の破損防止、お湯を入れたときの復元の促進、具が常に上部表面にあるなどの効果がある。

■ 知財を広義で捉えると、**知財の観点からも支援可能な内容が多く存在する。**

中小企業が認定支援機関から受けてみたい支援内容について（複数回答可）



（資料）「令和3年度認定経営革新等支援機関に関するアンケート調査」から引用

index

関東経済産業局 知的財産室とは

支援機関における知財支援の必要性

最近の知財制度TOPICS

- 知財経営支援ネットワーク
- 特許出願非公開制度

次年度事業について（局）

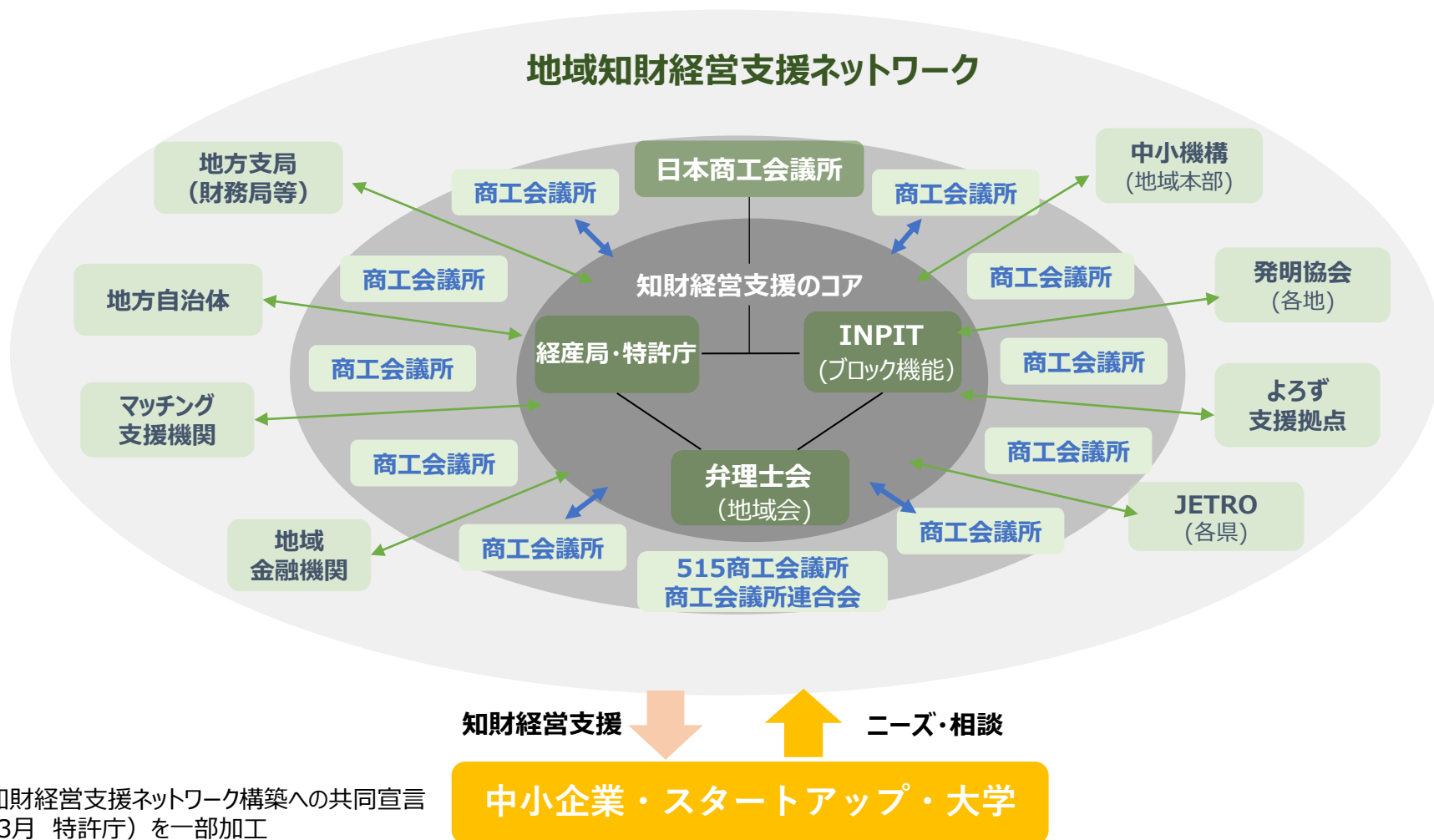
- 知財経営定着伴走支援・知財経営支援人材育成事業
- 地域支援機関向け知財活用実践定着プログラム
- 地域支援機関との連携による知財活用普及啓発事業
- 中小企業知的財産支援事業

次年度事業について（特許庁）

- 中小企業知財経営支援金融機能活用促進事業
- 海外権利化支援事業

参考情報

- 知財経営支援を通じ、中小企業、スタートアップ等の稼ぐ力を磨き上げ、付加価値拡大による地域経済の好循環を実現。
- 地域ブロックにおいて、**弁理士会（地域会）、INPIT、経産局・特許庁**が知財経営支援のコアとなり、地域の実情に応じて、全国の商工会議所と連携し、「知財経営支援ネットワーク」を形成する



※【概要】知財経営支援ネットワーク構築への共同宣言（2023年3月 特許庁）を一部加工

- 知財経営支援ネットワーク構築への共同宣言を契機に、知財経営支援のコアとなる、**経産局・特許庁、INPIT、弁理士会に商工会議所**を加えた4者が連携し、ネットワーク強化（支援の視点の“見える化”）や知財支援の推進を目的に、**独自のテキスト**を使用し各所で**ワークショップ**を実施。
- これまでに、**埼玉・長野・茨城エリア**で実施してきたところ、**エリアによっては4者に限らず、自治体や金融機関からの参加もあり、多方面からのネットワーク強化や知財課題に関する感度の向上を実現**。今後も他地域での開催に向けて、関係各所との調整を実施（3月には静岡エリアで実施予定）。

長野エリアでの実践例（長野県商工会議所連合会主催）

<ワークショップの目的>

- ・ 各者が持つ支援の視点を“見える化”することで、支援機関の連携促進を図る（支援の解決案を導出するのではなく、**知財課題に関する感度を高め**、かつ、**各者の考え方を学び合うことが目的**）

<ワークショップの流れ>

1. 個人ワーク（仮想事例（自社商品を拡販するにあたっての相談対応の把握））
【検討内容】
 - A) 相談者に何を聞くか
 - B) 聞いた質問に対してどのような回答が想定されるか
 - C) 回答を踏まえて、どのような支援・助言ができるか
2. グループ内での共有
 - A) 各者の“**気になる点**”の共有
 - B) 各者の“**よくある課題**”の共有
 - C) 各者の“**できる支援**”の共有

<ワークショップの特徴>

- ✓ MURCとINPITが共同で作成した独自のテキストを使用
- ✓ 仮想事例の題材として地域の特産品等を取り上げる

参加者の声



経営指導員

- ・ 何気ない企業と対話の中に**知財支援の芽が潜在している**ことに気づいた。
- ・ INPITという組織を身近に感じる**ことができたので、今後活用していきたい。**
- ・ 研修後、相談時にこちらから知財を**話題にするようにしてみた**

目指すべき姿



■地域中小企業の知財活用を促進するため、日本弁理士会（東海会）と連携し、金融機関職員及び企業向けの知財座談会を開催

主催  **けんしんBANK** ×  **JPPA 日本弁理士会 東海会**

けんしんBANK & 日本弁理士会東海会コラボ企画

けんしんBANK知財座談会

(ハイブリッド開催)

中小企業の皆さまの知財経営の一助となるべく、特許・商標(ブランド)・意匠(デザイン)・営業秘密・ノウハウといった知的財産を事業に活かすための基調講演および座談会(事業者さまと、日本弁理士会東海会の弁理士、けんしんBANK職員の三者)を開催します。

日時 令和4年 **11月2日(水)** 13:30~15:30
※グループごとに実施する座談会の進行度合いにより、上記時刻前に終了となる場合があります。

会場 長野県信用組合 本店 2階大会議室
(オンライン会場はお取引店舗にて「ZOOMミーティング」となります。)

【セミナープログラム】

□ 第1部 基調講演 (20分)	定員 30名 (うちWEB5名)	要予約	参加費用 無料
------------------	---------------------	-----	---------

講演者：日本弁理士会東海会 知財金融対応委員会 委員 加藤 大輝 氏
演題：「事業継続性～知財の観点から見つめ直す～」

□ 第2部 グループ単位による座談会 (60分～90分)
テーマ：「知的財産を事業に活かす」
※グループ分けを行い、事業者さま・弁理士・けんしんBANK職員による座談会を実施します。

□ 弁理士による個別相談会(座談会終了後、事前申し込みをされた方のみ) (20分)

参加対象 長野県内で事業を営む経営者さま / 知財担当者さま

けんしんBANKモデルの横展開

地域の未来によりそう しずおか焼津信用金庫  **JPPA 日本弁理士会 東海会**

しずおか焼津信用金庫と日本弁理士会東海会 連携企画

知的財産(ブランド、デザイン、技術)について 知ろう！相談しよう！

企画内容 知的財産の失敗、成功事例を学ぶセミナーと日本弁理士会東海会の弁理士、当座職員、事業者様の三者による座談会を開催致します。

開催概要 **参加費無料**

日時 2023年2月24日(金) 15:00~17:00

講師 日本弁理士会東海会所属の弁理士

会場 しずおか焼津信用金庫 追手町ビル 7階 研修室

参加対象 静岡県内に事業所を有す中小企業経営者様等
(先着順となりますので、定員に達し次第募集を終了します) **定員 12社**

講演内容

セミナー「20分」 「ビジネスにおけるネーミングの失敗事例と成功事例」
講師：日本弁理士会東海会 知財金融対応委員会 副委員長 橋 和 同委員 伊藤 浩

座談会「90分」 自社の強み(ブランド・デザイン・技術)の活かし方

こんな課題をお持ちの方

- 事業再構築補助金を使った新しい事業で新商品を作ったけど、他で買ら困るな・・・
- 当社で開発したこの工夫は知的財産に該当するのだろうか・・・
- 知的財産に興味があるんだけど、誰に相談したらいいのかわからない・・・

◀ 弁理士会東海会 × しずおか焼津信用金庫

弁理士会東海会 ▶ × 沼津信用金庫

主催 沼津信用金庫、日本弁理士会東海会
共催 国庫経済産業局(予定)、INPIT静岡県知事総合支援窓口

知財なんでも相談会

～自社の強み(ブランド、デザイン、技術等)の活かし方を知ろう！相談しよう！～

中小企業の皆さまの知財経営の一助となるべく、特許・商標(ブランド)・意匠(デザイン)・営業秘密・ノウハウといった知的財産を事業に活かすための基調講演及び座談会(事業者さまと日本弁理士会東海会の弁理士、当座職員との三者)を開催いたします。

日時 令和6年2月21日(水) 15:00~17:00

会場 沼津トラストビル
〒410-0802 沼津市土土町3 沼津トラストビル

参加費 無料

セミナープログラム

□ 第一部 弁理士会ミニセミナー 「事例で学ぶ知的財産のポイント」
講師 日本弁理士会東海会 知財金融対応委員会 弁理士 佐藤 大輔
『自社のブランド構築や事業拡大、新規事業への参入のために、知財を有効に活用している企業の事例を紹介します。』

□ 第二部 知的財産を事業に活かす座談会
事業者さま・弁理士・東海会の弁理士、当座職員による座談会を開催いたします。

定員 沼津会場・.....定員 12社

申込方法 下記二次元コードから申込

お問合せ先
沼津信用金庫 総務課 沼津支店(沼津・小幡・堀井)
TEL: 055-962-6767 E-mail: keisei@numashin.co.jp
(受付時間/平日9:00~17:00 土・日祝日非対応)

※「個人情報の取り扱いについて」
ご入力頂いた個人情報は本セミナーの運営にのみ利用します。
第三者の目的での利用はいたしません。

弁理士会東海会×長野県信用組合

特許出願非公開制度について

■ 安全保障上拡散すべきでない発明の内容が含まれる特許技術が、出願公開されることを防ぐための制度

国内特許のみ
取りたい

ほとんどの出願において、
本制度について特別な対応は
必要ありません。
必要な場合、出願日から
3か月以内に通知※¹します。

優先権証明書及びアクセスコードについて

本制度により非公開の対象か否かを
判断する間※²、優先権証明書・アクセス
コードの発行を留保します。

国内と外国の両方の特許を取りたい

先に国内出願

＜国内出願後、パリ優先権
主張をして外国出願＞

全ての国内出願について、
本制度による審査を行います。

審査の結果、非公開の対象外と判
断されれば、制約なく外国出願でき
るようになります※²。

特定技術分野に該当しない
発明は、
**審査結果を待たずに、
外国出願（PCT出願含む）
可能です。**

先に外国出願

＜国内出願をしていない状態で外国出願＞

（日本国内でした発明であって公になっていないもので）
**特定技術分野に該当する発明は、
外国出願（PCT出願含む）禁止です。**

（違反に対しては罰則※³が科せられます。）
まずは、特定技術分野であるか確認してください※⁴。

Point  特定技術分野に該当する発明であっても、
先に国内出願し、非公開の対象外と判断されれば、
外国出願禁止が解除され、外国出願できるようになります。

特定技術分野に該当する場合や、判断が付かない場合は、
先に国内出願するのも一案です※⁴。

特定技術分野に該当しない発明は、
外国出願（PCT出願含む）可能です。

※¹ 特許出願に特定技術分野に属する発明が記載されている場合等には、特許庁から内閣府に出願書類を送付して非公開の対象とすべきかの検討をします。この場合、送付をした旨を特許出願人に対して通知します。

※² 判断期間は、通常は3か月以内ですが、特定技術分野に該当する場合は、非公開の対象とすべきかの検討が必要なため、最長で10か月かかります。

※³ 一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金、又はこれを併科。また、対応する国内出願があれば却下される場合があります。

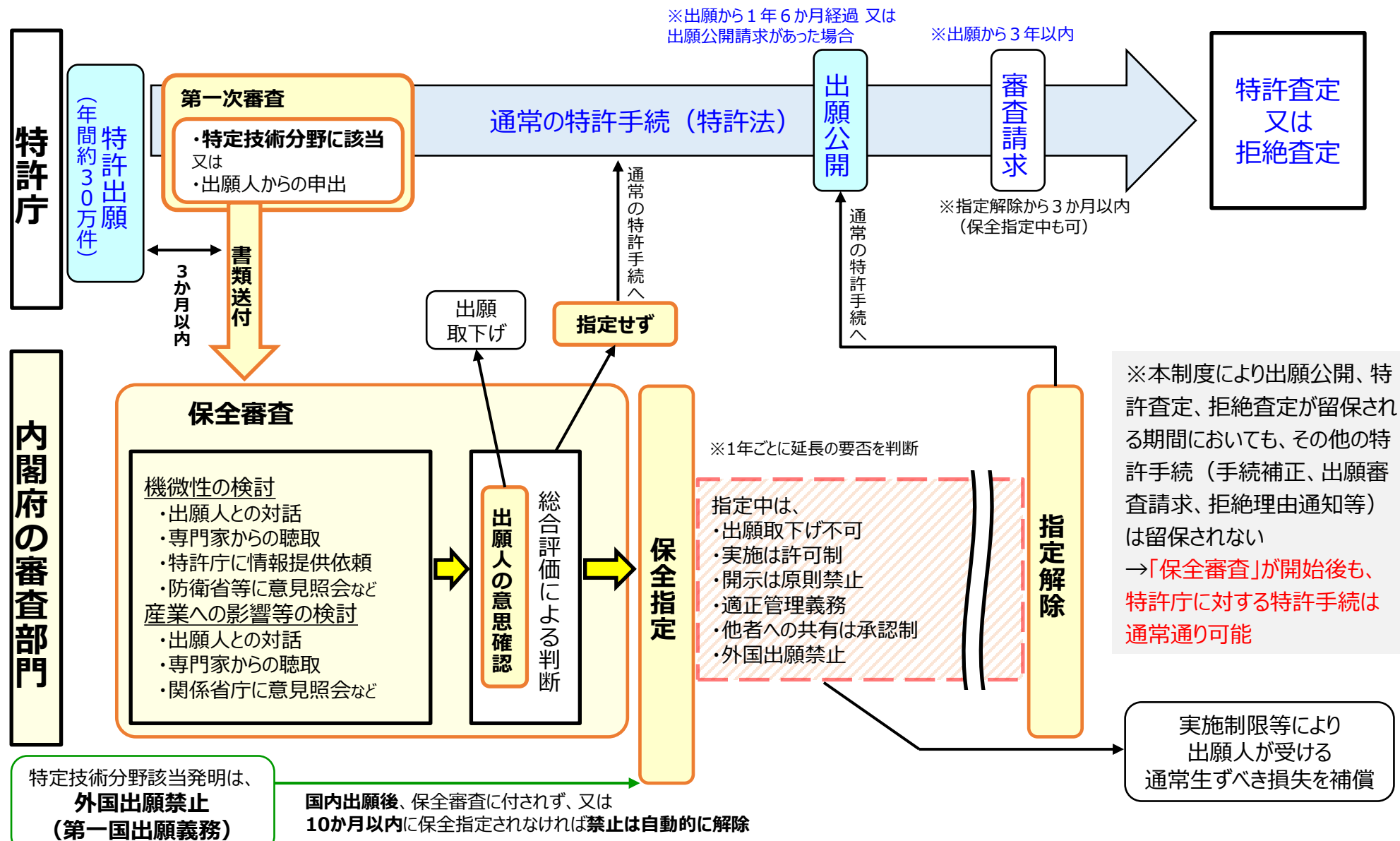
※⁴ 国内出願をせずに、外国出願の禁止に該当するか否かについて特許庁長官に確認を求めることができる制度（事前確認制度、手数料25,000円）も新設されます。

ただし、先に国内出願（出願手数料14,000円）をした場合、特定技術分野に該当しても、非公開の対象とすべきかの検討をした結果、対象外と判断されれば、外国出願禁止が解除され、外国出願が可能となりますが事前確認制度では、そのような検討を行う過程がないため、特定技術分野に該当するものは、非公開の対象にならないことが明らかであるものを除き、外国出願が禁止される旨の回答となります。



▲詳細はこちら

特許出願非公開制度について



※禁止対象に当たるかどうかの事前確認制度あり

- 出願日から3か月以内に特許庁で実施することとなっている

保全審査に付することを求める申出
(第66条第2項)
があるか

申出あり



保全審査に付する
必要がないことが
明白か

明白でない



内閣府へ送付
(保全審査へ)

※出願人等には書留で通知

申出なし

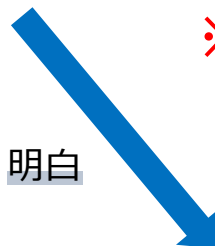


特定技術分野に属する発明を含むか

含む



明白



内閣府へ送付対象外

※第66条第10項の申出がある場合のみ
出願人等に通知 (オンライン通知に対応)

含まない



こちらから資料DL可能



- 日本国内でした発明であって公になっていないものが、**特定技術分野に属する発明**であるときは、政令で定める例外を除き、**外国出願（※）が禁止（第78条）**

（※）外国出願には特許協力条約（PCT）に基づく国際出願も含まれる



自分の出願したい発明が外国出願禁止の対象となるか確認したい場合、どのようにしたらよいか？

方法	1. 日本への第一国出願 （第一次審査・保全審査）	2. 外国出願の禁止に関する事前確認
手続	特許出願 ★オンライン手続or書面手続	外国出願事前確認のための申出書の提出 ★書面手続
言語	日本語	日本語 or 英語
判断期間	出願日から3か月以内（第一次審査） 出願日から10か月以内（保全審査）など ※詳細はスライド13参照	申出書が特許庁に届いた日から10開庁日程度 ※特許庁が内閣府に確認を求めない場合、 添付書類が長大ではない場合 等
手数料	14,000円（出願料金）	25,000円
留意点	特定技術分野に属する発明でも、 保全指定されなかったものは外国出願が可能となる。	・特許庁が特定技術分野に属する発明であると判断した場合、内閣府が「公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全に影響を及ぼすものでないことが明らかな」と判断しない限り外国出願不可。 ・特許請求の範囲は記載不要。

index

関東経済産業局 知的財産室とは

支援機関における知財支援の必要性

最近の知財制度TOPICS

- 知財経営支援ネットワーク
- 特許出願非公開制度

次年度事業について（局）

- 知財経営定着伴走支援・知財経営支援人材育成事業
- 地域支援機関向け知財活用実践定着プログラム
- 地域支援機関との連携による知財活用普及啓発事業
- 中小企業知的財産支援事業

次年度事業について（特許庁）

- 中小企業知財経営支援金融機能活用促進事業
- 海外権利化支援事業

参考情報

- 本計画は、地域企業の稼ぐ力の強化及び地域経済の持続的成長・活性化のため、競争力の源泉となり得る「知的財産」を経営に活かした取組の促進、強化を目的とする。
- 中堅企業、中小企業、スタートアップ企業の知財経営の推進、加えて、知財経営支援人材の拡充・育成、また、地域支援機関や局内他課室と連携し協働体制を強化することで知財経営の観点から地域企業や地域経済を後押しする取組を推進する。

次期推進計画の3本の柱

柱1

自社の強みを知財として認識し高め、経営を成功に導く「知財戦略」の推進

中堅企業、中小企業、スタートアップ企業それぞれに対し重点課題を設定

中堅企業



中小企業



スタートアップ企業



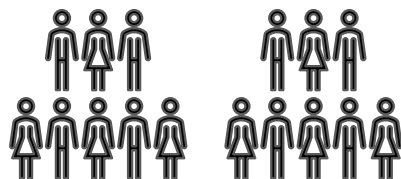
☆想定される支援事業☆
知財経営伴走支援など

地域企業の
稼ぐ力の強化
・
地域経済の
持続的成長・活性化

人材

柱2

知財経営支援人材の
拡充・育成



各地域の弁理士、弁護士、
中小企業診断士等

☆想定される支援事業☆
知財経営伴走支援の場を実習の
場とするOJT支援

柱3

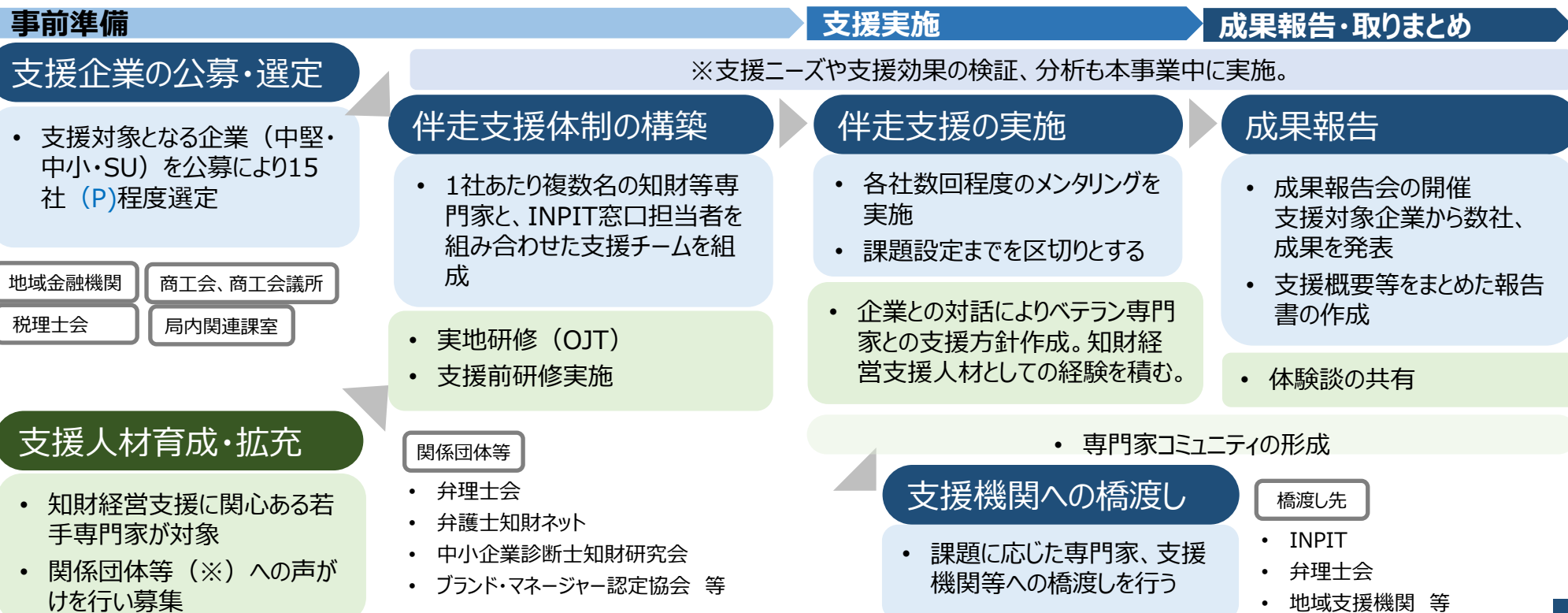
実効力のある地域支援機関の協働体制
(地域知財経営支援ネットワーク) の構築・強化



☆想定される支援事業☆
企業向け普及啓発セミナー等の連携開催、
支援機関向け研修など

知財経営定着伴走支援・知財経営支援人材育成事業

- 企業の強みを見える化し、知的財産を戦略的に企業経営に活かす「知財経営」への取り組みを後押しするため、複数専門家で構成する支援チームによる知財経営の導入・定着に向けた伴走支援（知財経営コンサルティング）を実施。
- 主な支援先は、新事業展開等に課題を持つ中堅企業、「事業承継」前後の知財活用に課題を持つ中小企業、資金調達に課題を持つスタートアップとする。なお、連携する支援機関等の拡大も検討。
- あわせて、この伴走支援の場を若手支援人材の知識習得の場、支援の実践の場とすることで次世代を担う新たなコア人材の育成、拡充を目指す。



【支援企業】知財経営定着伴走支援・知財経営支援人材育成事業

支援企業の公募期間及び対象について

■公募期間

令和6年5月中旬～6月中旬

■支援対象企業

関東経済産業局管内に本社のある**中堅・中小企業、スタートアップ企業**

特に、次期推進計画に記載予定の**重点課題**を持つ企業を想定

具体的には以下のとおり。

中小企業：経営の持続（事業承継）に貢献する知的財産の見える化及び活用推進に課題を持つ企業

- 自社の強みや知的財産・知的資産を効果的に承継したい。
- 先代から受け継いだ自社の強みをさらに深化、発展させたい。
- 先代から受け継いだ自社の強みを活かしつつも新事業を展開したい。

中堅企業：新事業展開等への知的財産の活用及び対応促進に課題を持つ企業

- 事業戦略に知財の要素を取り込みたい。IPランドスケープを実施したい。
- 社内知財体制を充実させたい。
- 海外展開に向けて知財戦略を構築したい。

スタートアップ：資金調達に備えた初期段階の知財対応促進に課題を持つ企業

- 資金調達がうまくいっておらず、困っている。
- 事業に知的財産を組み入れ、事業計画における知的財産による強みを説明し、資金調達をしたい。

■選定予定社数

15社（P）程度。

【若手支援人材】知財経営定着伴走支援・知財経営支援人材育成事業

若手支援専門家の育成・拡充について

・ 目的

自身のキャリアプランにおいて、今後、**知財×経営**というテーマで支援の幅を広げていくことに対して強い関心・意欲を有している**若手専門家を知財経営支援人材として育成・拡充**する。

・ 対象

- ✓ 出願など知財実務だけでなく、経営支援・コンサルまで業務領域を広げたいと考えている**弁理士・弁護士**
- ✓ 知財支援の視点を導入することに関心のある**中小企業診断士・コンサルタント・P経営指導員**
- ✓ ブランディング支援と知財支援を掛け合わせて実施したい**ブランディング専門家** 等

・ 活動内容

1. 事前研修受講（30名（P）程度）
2. 現場実習参加（支援への同席：15名（P）程度）
3. 現場実習振返会への参加（コミュニティ構築）

・ 若手専門家募集概要（関係団体からの推薦）

関係団体へ若手支援人材の募集に関する協力を依頼（候補者の推薦）。座学講座含めて30名（P）程度の候補者を選出。現場実習に参加する者15名（P）については企業への支援内容に合わせて配置。

○弁理士（関東会、東海会、北陸会）／○弁護士（弁護士知財ネット）／○中小企業診断士（知財活用ビジネス研究会等）／
P○商工会議所・商工会（経営指導員）／○ブランド・マネージャー認定協会 等

・ 事前研修内容（案）

パート	#	タイトル	講師
Ⅰ. 事業説明	1	事業概要・座学研修概要	事務局or外部
	2	本事業で使用するツール	事務局or外部
Ⅱ. スキル習得	3	ベテラン専門家に聞く！ 中小企業支援におけるコンセプトチュアル&ヒューマンスキルのポイント	先輩弁理士・診断士
	4	中小企業を俯瞰的に見る目線① ～知財経営の全体像～	事務局or外部
	5	中小企業を俯瞰的に見る目線② ～課題整理の目線～	事務局or外部
Ⅲ. 実践編	6	ケーススタディ	事務局or外部

- 地域金融機関を含む地域支援機関の職員等が知的財産の観点からより深く地域企業を理解し、本業に加え知財に係る課題を発掘し、最適なソリューションを提供できるような体制を整備し、地域支援機関の知財意識醸成から地域企業の知財経営の実践につなげる。
- 地域支援機関と知財支援機関間での顔の見える協働体制を構築する。

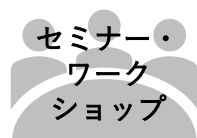
事業概要

- 地域金融機関を含む地域支援機関の職員に対し、取引先との対話を通じて企業がもつ強み（知財・無形資産）・課題の掘り起こし手法を学び、取引先の理解度向上につなげ、発掘した知財課題については地域支援機関との連携で解決していく

地域支援機関職員等（地域金融機関、経営指導員（P）、税理士（P）等）の参画イメージ

- 対話を通じた、地域企業の強み（知財・無形資産）・課題等、事業理解に係るセミナー・ワークショップ
- 地域企業との対話（実践）による地域企業の強み（知財・無形資産）・課題の発掘等
- 知財支援機関（課題解決専門家、INPIT知財総合支援窓口、弁理士会（P）等）と連携した支援策の検討、支援策の検討を通じた協働体制の構築
- 地域支援機関向けの知財支援ハンドブックの作成

STEP1



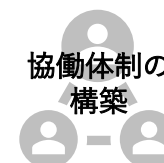
STEP2

対話の実践

STEP3



STEP4



事業実施における具体的なイメージ（令和5年度実施例）

金融機関

商工会

商工会議所

支援センター

中央会



参加金融機関の募集・決定



参加金融機関との事前調整

当プログラムの進め方や参加人数、開催場所等について、事前調整をします



「対話」セミナー・ワークショップ
（1回）

1回2-3時間、現地開催、最大15名程度の対話の重要性を認識するセミナー・ワークショップを実施します



「対話」の実践（3回）

1回1-2時間、現地開催、Step1に参加した職員のうち代表者3名程度が、中小企業等3社に対し、対話の実践をします。対話の実践の内容を、事業性評価シートに落とし込みます。



知財・無形資産に関するセミナー（1回）

1回2-3時間、最大15名程度、現地開催、Step4に臨む前に、知財・無形資産の有用性を認識するセミナーを実施します



支援者育成専門家のサポートを受けた企業支援（2-3回）

Step2に参加した3名程度（3社）に対し、作成した事業性評価シートをもとに、2-3回の個社支援を実施します
個社支援は訪問形式 各訪問の準備のため、参加者に対して支援者育成専門家のサポートを受けます



成果報告会（1回）

1回2-3時間、現地開催、プログラム全体の成果について報告いただきます

支援者育成専門家のサポートを受けた企業支援（令和5年度実施例）

■ 各社との対話の実践で掘り起こした事業課題について、支援者育成専門家のサポートを受けつつ、企業支援を実施

（例）A信用金庫×B株式会社

課題

- 経営者と現場のギャップ
- 技術者目線での自社の強み、課題、将来のありたい姿の可視化



経営層が作成した経営デザインシート

アジェンダ

目的

技術者の目線で、当社における技術的優位性、課題、将来のありたい姿を可視化していただくことで、現場と経営層間のギャップ解消に向けた根拠を創出すると共に、知的資産経営の視点から皆様の目標設定における気づきを得ていただくことを目的としている。

1. 知的財産と経営
2. ワークショップの詳細

1 Mizuhiki UFJ Research and Consulting



2. ワークショップ 意見交換テーマ&個人ワーク用ワークシート

■ 意見交換を行うテーマは下記の5つを想定し、テーマ毎の観点を整理した。

議論テーマ	意見交換の観点（例）	個人ワーク用のメモ欄
1 技術要素	■ 業務でどのような技術を使っているか ■ 社内にはどのような要素技術があるか	
2 技術的優位性	■ 特徴的、当社ならではの技術 ■ 顧客から評価されている技術 ■ 日々創意工夫している技術	
3 課題認識	■ 日々の業務で困っている事 ■ 業務・会社における改善点 ■ 技術的な課題	
4 会社の将来ありたい姿	■ 当社は将来どのような姿であるべきだと考えているか ■ 経営方針、経営計画をどう思うか	
5 これからやりたいこと	■ 現状把握と全社の長期ビジョンを踏まえて個人としてどのようなことをやりたいか ■ 上記を実現していく上での障壁は何か	

9 Mizuhiki UFJ Research and Consulting



技術者による自社の強み発掘ワーク

- 令和4年度に参加した金融機関職員（栃木県鹿沼信用金庫、新潟県柏崎信用金庫）からは、“**事前準備の大切さを改めて学んだ**”、“**仮説を立てて提案することの重要性を感じた**”等の声があった。
- また、対話先企業においても、“**自社にとっての課題が浮き彫りになった**”等の声があった。



金融機関職員

- ✓ 担当していた先と今回のプログラムを実践したが、**より企業理解につなげることができた。**
- ✓ 単に事業性評価の内容について学ぶのではなく、**知的財産に関しても詳しくなりたい**と思ってプログラムに参加した。
- ✓ 訪問にあたって、**事前準備の大切さを改めて学んだ。仮説を立てて提案することの重要性**も認識した。
- ✓ 質問に正解はないため、**自分で考え熱意をもって問いを投げかけることが大事だ**と感じた。

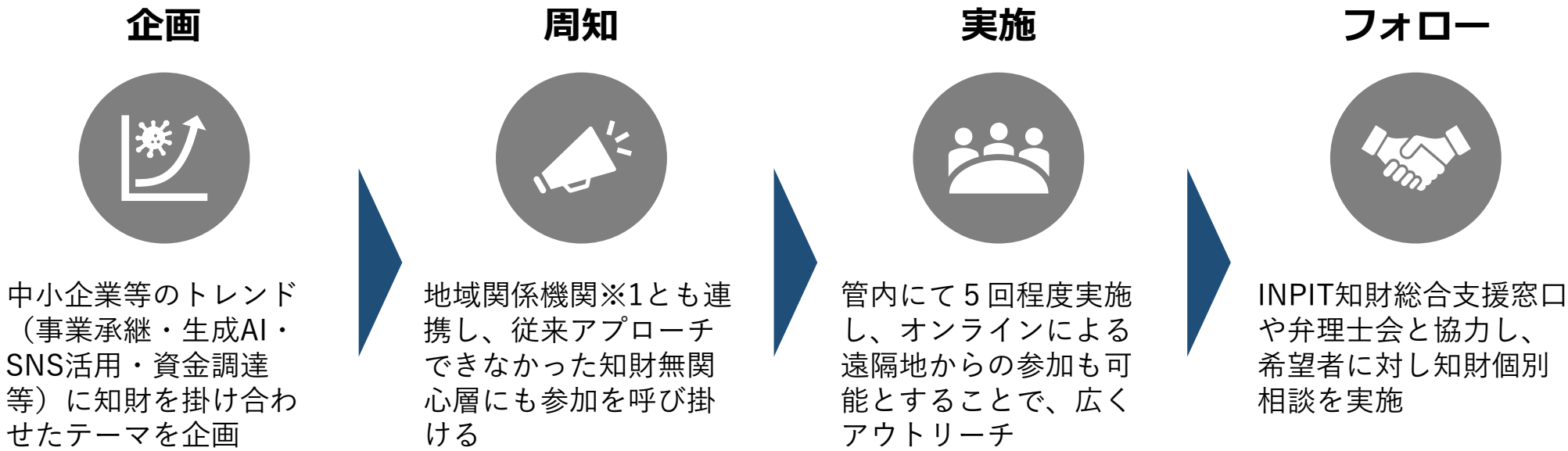
- ✓ **自社の魅力を従業員に伝えたいが、その魅力って何だろう**と常々思っていたところ、本プログラムがあることを知り参加した。
- ✓ 対話に臨む中で、**自社にとっての課題も浮き彫りになった**。課題について金融機関の支援も受けながら解決していきたい。
- ✓ **こんなにも金融機関の職員と対話したことはなかった**。事業をよく理解してくれたと思う。



中小企業経営者

■地域関係機関との連携により、中小企業等のニーズ（トレンド）に知財を掛け合わせたセミナー等を実施することで、関係機関のネットワーク強化の機会とするとともに、従来アプローチできなかった中小企業等へ知財活用を普及啓発し、無関心層を掘り起こし、知財活用の機運醸成を目指す。

<実施イメージ>



※1 想定する地域関係機関

- 自治体
- 地域金融機関
- 税理士会
- INPIT窓口
- 大学・研究機関
- よろず支援拠点
- 商工会議所・商工会
- 事業承継・引き継ぎセンター
- よろず支援拠点

時代の潮流から学ぶビジネス戦略 知の活用セミナー 開催一覧（令和5年度実施例）

実施時期	開催テーマ・タイトル	開催形式	講師・登壇者	連携先
10/13 (金) 14:00 -16:00	<第1弾・生成AI> 企業はどう向き合うのか？ 生成AIの 注意点・活用事例セミナー	ハイブリッド ※リアル会場： PiOPARK（大田区）	株式会社 FiveVal 取締役CDO 清田陽司氏	大田区
			SEIRYU弁理士事務所 代表弁理士 青井隆徳氏	
10/26 (木) 16:00 -18:00	<第2弾・SNS活用> 最先端SNSトレンドとバズを生み出す 動画の作り方セミナー	ハイブリッド ※リアル会場： TastemadeJapan本社 （渋谷区）	Testemade Japan 株式会社 代表取締役社長 夏目卓弥氏	
			デロイトトーマツ弁理士法人 弁理士 渡辺暁氏	
11/6 (月) 16:00 -18:00	<第3弾・スタートアップ（IPO）> IPO成功のカギ。スタートアップと知財 のリアルな事情セミナー	ハイブリッド ※リアル会場： 港区立産業振興センター （港区）	monoAI technology 株式会社 代表取締役社長 本城嘉太郎氏	港区
			特許庁企画調査課 調査員 櫻井昭喜氏	
12/11 (月) 14:00 -16:00	<第4弾・創業（事業計画）> しくじり起業家が伝える！ 失敗しない 事業計画の考え方セミナー	ハイブリッド ※リアル会場： 豊島区役所（豊島区）	盛島昇太氏	豊島区
			デロイトトーマツ弁理士法人 弁理士 渡辺暁氏	
1/16 (火) 14:00 -16:30	<第5弾・サーキュラーエコノミー> サーキュラーエコノミー最前線。積極企 業に聞くビジネス活用法と知財	ハイブリッド ※リアル会場： 川崎市本庁舎会議室 （川崎市）	株式会社ロフトワーク MTRL 長島絵未氏	川崎市
			株式会社レゾナック 基礎科学品事業部 伊東浩史氏	
			株式会社ワークスタジオ 代表取締役 原和広氏	

時代の潮流から学ぶビジネス戦略 知の活用セミナー 開催実績（令和5年度実施例）

- 令和5年度は全5回（5テーマ）の実施で、**現地参加105名・オンライン参加372名**を集客。
- テーマに関する理解度向上の傾向がみられ、**知財との関係性の気づきを得た**とのコメントもあった。

第1弾 生成AI×知財

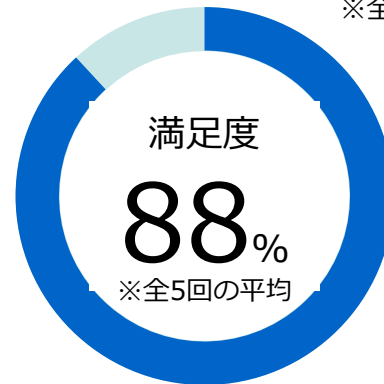
参加者からのコメント

- ・ 今後生成AIを利用する上での参考になった
- ・ 最新の生成AI動向を分かりやすく説明いただいた

現地 **105名**

オンライン **372名**

※全5回の合計



第2弾 SNS活用×知財

参加者からのコメント

- ・ SNSの最新トレンドや広報のコツが理解できた
- ・ 知財の事例を交えた説明が興味深かった
- ・ SNSも知財も理解しやすかった

第3弾 IPO×知財

参加者からのコメント

- ・ IPOと知財の関係性がよく理解できた
- ・ IPOまでの過程を事例を踏まえて知れた
- ・ 事例と対応策が勉強になった

第4弾 創業×知財

参加者からのコメント

- ・ スタートアップ立ち上げ時の事業計画と知財について、入口を提示していただいた
- ・ 知財活用の事例紹介もあり、理解が進んだ

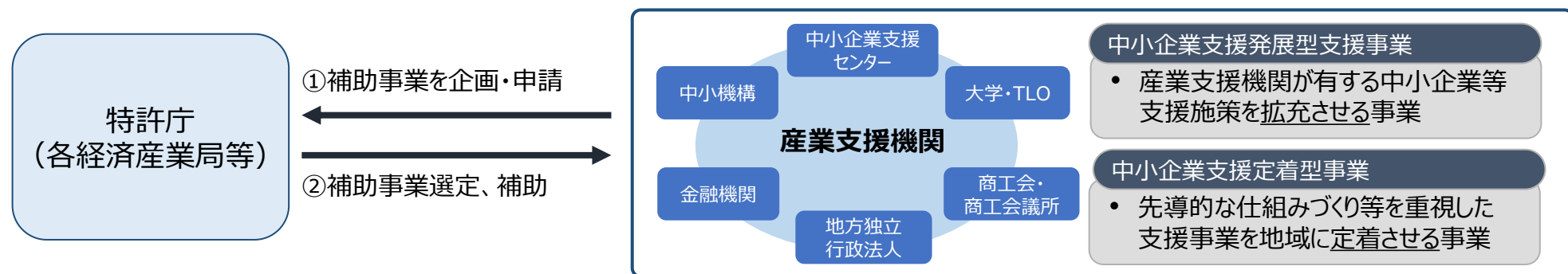
第5弾 CE×知財

参加者からのコメント

- ・ 企業事例が大変興味深かった
- ・ デザイン経営に関する理解を深めることができた
- ・ 内容的にバラエティーに富んでいた

中小企業知的財産支援事業（新やるき補助金）

- 地域の産業支援機関による中小企業向け知財活用施策を支援。
- 先導的な知財支援の取組を地域に定着させること等を通じて、中小企業等の知財保護・活用を促進する取組を補助。



■ 補助率

中小企業支援発展型支援事業（発展型）	補助対象経費の 1 / 2 以内（上限：5 百万円）
中小企業支援定着型事業（定着型）	定額（上限：1 千万円）

■ 採択事業（令和 5 年度）

申請者	事業名	事業区分
長野県信用組合	「長野けんしんモデル」による事業活性化支援事業 （地域の魅力プロデュース事業 Vol.2）	定着型

- 知的財産活用が途上にある長野県において、**地元の金融機関である長野県信用組合が主体となり、地域支援機関と連携した支援スキームの構築し、事業者・金融機関双方の知財マインド醸成を図ることを目的に実施。**

【事業イメージ図】

【情報発信】

- 産業フェアin信州2022
- 諏訪圏工業メッセ
- 当組合ホームページ
- チラシ ほか

【職員の知財リテラシー向上】

- 支店長、実務担当者研修の実施

- 事業者を対象とした知的財産研修&経営デザインシートワークショップの開催(長野、上田、松本、諏訪、飯田)
- 5社を選定 個社支援を実施

【県内5か所のワークショップ】

- PATRADE(株)、信州TLOの活用
- 産学官金連携

【開放特許のマッチング】

地域の知財マインド向上

【事業成果】



有限会社BIGWAVE

芳香発散技術を使用したピンバッジ



株式会社信栄食品

ジャワしょうがを使用した冷凍餃子



有限会社名取鶏卵

カルホープを使用したシュークリーム
クリプトベータを使用したマドレーヌ

index

関東経済産業局 知的財産室とは

支援機関における知財支援の必要性

最近の知財制度TOPICS

- 知財経営支援ネットワーク
- 特許出願非公開制度

次年度事業について（局）

- 知財経営定着伴走支援・知財経営支援人材育成事業
- 地域支援機関向け知財活用実践定着プログラム
- 地域支援機関との連携による知財活用普及啓発事業
- 中小企業知的財産支援事業

次年度事業について（特許庁）

- 中小企業知財経営支援金融機能活用促進事業
- 海外権利化支援事業

参考情報

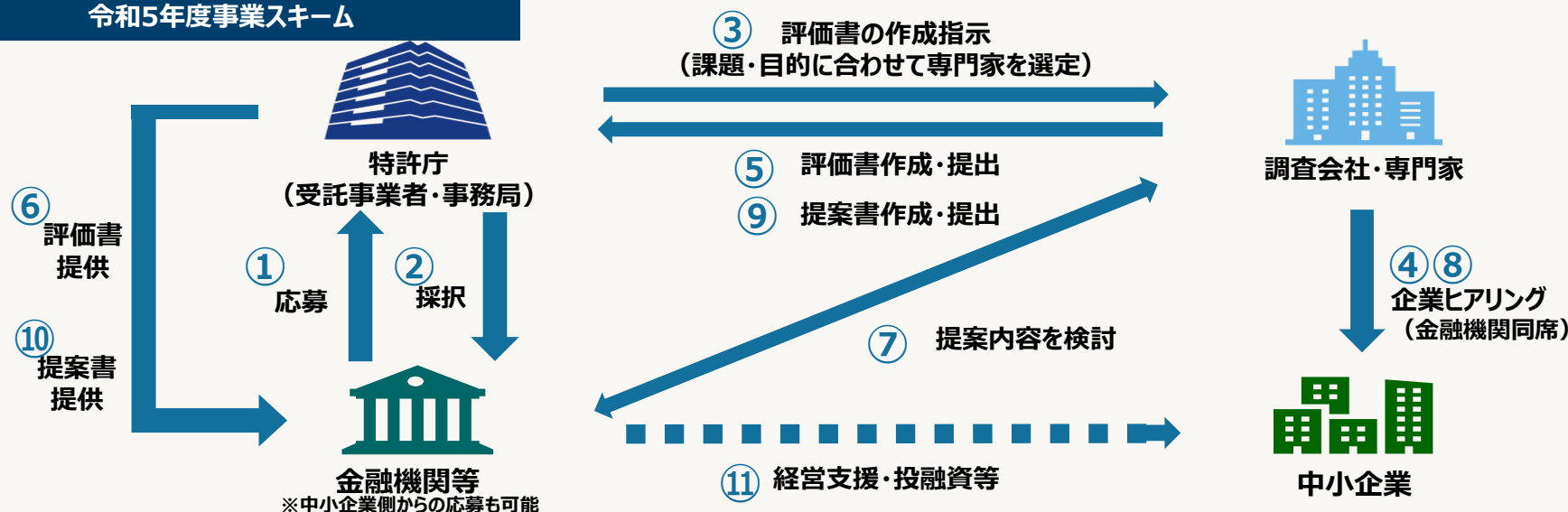
中小企業知財経営支援金融機能活用促進事業（知財金融・特許庁）

- 中小企業と関わりが深い地域金融機関と連携し地域・中小企業における知的財産の有効活用を促進するため、普及啓発や知財ビジネス評価書及び知財ビジネス提案書の作成提供をする事業

※知財ビジネス評価書：中小企業の経営力の源泉となる技術力やブランド力等の知的財産と事業との関係性を調査会社が評価したレポート

※知財ビジネス提案書：金融機関と専門家が、評価書の内容を基に提案内容を検討し、取りまとめた提案書

令和5年度事業スキーム



「参考」
応募資料（基礎項目編）作成スキーム

相談
（応募前）



ヒアリング・基礎項目編作成
（金融機関が主体）

(参考) 数字で見る知財金融の広がり (平成26年度～令和4年度)

219 機関

知財ビジネス評価を
実施した地域金融機関数

知財ビジネス評価・提案書作成件数は1300件超
(その他伴走による評価も有)

2,188人

知財金融促進事業で実施した
セミナー、シンポジウムの参加者数 (のべ)

(伴走型支援や経産局等での研修を除く)

別途ウェブフォーラム視聴数700回超

別途ウェブシンポジウム視聴数380回超

81.8 %

44.1 %

16.6 %

知財ビジネス評価を実施した地域金融機関の割合

上から、地銀、信金、信組

(統合等を反映した機関数から算出)

約99.5億円

知財ビジネス評価によって
融資につながった総額

90機関が201件の融資

(フォローアップ調査結果)

以下は令和6年度予算の成立を前提とした事業であり、内容は今後変更されることがあります。あらかじめ御了承ください。

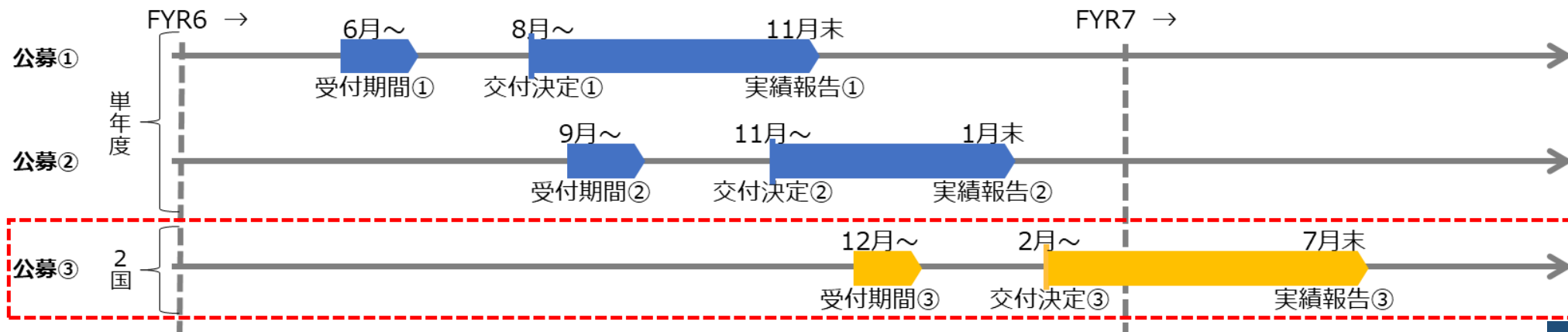
項目	内容
名称	海外権利化支援事業
補助対象者	中小企業、中小スタートアップ企業、小規模企業、大学等（PCT国際出願の料金支援対象※1を想定）
補助対象経費	海外における発明、実用新案、意匠又は商標の権利化のための手続（①出願、②審査請求※2、③中間手続※2）の手数料、及びこれら手続に要する翻訳費用、国内代理人費用、現地代理人費用 等
補助率	1/2※3
公募回数	年3回程度（年度をまたいだ補助事業実施も可能とする予定（以下赤字））

※1 特許法109条の2・同法施行令10条。なお地域団体商標については、商工会議所や商工会等を含める予定

※2 特許出願のみ

※3 上限額は検討中

海外権利化支援事業（R6年度）（外国出願部分） ※各公募スケジュールの詳細は検討中であり、今後前後する可能性が高い点にご留意ください。



index

関東経済産業局 知的財産室とは

支援機関における知財支援の必要性

最近の知財制度TOPICS

- 知財経営支援ネットワーク
- 特許出願非公開制度

次年度事業について（局）

- 知財経営定着伴走支援・知財経営支援人材育成事業
- 地域支援機関向け知財活用実践定着プログラム
- 地域支援機関との連携による知財活用普及啓発事業
- 中小企業知的財産支援事業

次年度事業について（特許庁）

- 中小企業知財経営支援金融機能活用促進事業
- 海外権利化支援事業

参考情報

中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金

令和5年度補正予算額 **1,000億円**（国庫債務負担含め総額3,000億円）

経済産業政策局産業創造課

地域経済産業グループ地域企業高度化推進課

事業の内容

事業目的

地域の雇用を支える中堅・中小企業が、足元の人手不足等の課題に対応し、成長していくことを目指して行う大規模投資を促進することで、地方においても持続的な賃上げを実現する。

事業概要

中堅・中小企業が、持続的な賃上げを目的に、足元の人手不足に対応するための省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して補助を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



- ・ 補助上限額 50億円

※投資下限額は10億円

※コンソーシアム形式により参加企業の投資額の合計が10億円以上となる場合も対象（ただし、一定規模以上の投資を行う中堅・中小企業がいる場合に限る。）

成果目標

大規模投資を通じた労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大により、対象事業に関わる従業員の1人当たり給与支給総額が、地域別の最低賃金の伸び率を超える伸び率を実現する。

中小企業省力化投資補助事業（中小企業等事業再構築促進事業を再編）

中小企業庁経営支援部 技術・経営革新課
中小企業庁長官官房 総務課

令和5年度補正予算額 1,000億円

事業の内容

事業目的

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援する。これにより、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつなげることを目的とする。

事業概要

I o T、ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を「カタログ」に掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性がある省力化投資を促進する。

※なお、中小企業等事業再構築促進基金を用いて、これまで実施してきた、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための新市場進出、事業・業種転換、事業再編、国内回帰又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、企業の思い切った事業再構築の支援については、必要な見直しを行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

国

補助
(基金)

独立行政法人
中小企業基盤整備機構

補助
(1/2)

中小企業等

※これまで実施してきた中小企業等事業再構築促進事業のスキーム

枠	申請類型	補助上限額	補助率
省力化投資補助枠 (カタログ型)	従業員数5名以下	200万円(300万円)	1/2
	従業員数6~20名	500万円(750万円)	
	従業員数21名以上	1000万円(1500万円)	
	※賃上げ要件を達成した場合、 () 内の値に補助上限額を引き上げ		

成果目標

付加価値額の増加、従業員一人当たり付加価値額の増加等を目指す。

中小企業生産性革命推進事業

令和5年度補正予算額 2,000億円

- (1) 中小企業庁経営支援部 技術・経営革新課
- (2) 中小企業庁経営支援部 小規模企業振興課
- (3) 中小企業庁経営支援部 技術・経営革新課
- (3) 中小企業庁 経営支援部 商業課
- (3) 商務情報政策局 サイバーセキュリティ課
- (4) 中小企業庁事業環境部 財務課

事業の内容

事業目的

生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者の設備投資、IT導入、国内外の販路開拓、事業承継・引継ぎを補助し、切れ目なく継続的に、成長投資の加速化と事業環境変化への対応を支援することを目的とする。

事業概要

- (1) ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）
中小企業等が行う、革新的な製品・サービスの開発、生産プロセス等の省力化に必要な設備投資等を支援する。
- (2) 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）
小規模事業者等が自ら経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援する。
- (3) サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）
中小企業等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDXの推進、サイバーセキュリティ対策、インボイス制度への対応等に向けたITツールの導入を支援する。
- (4) 事業承継・引継ぎ支援事業（事業承継・引継ぎ補助金）
事業承継・M & A・グループ化後の新たな取組（設備投資、販路開拓等）や、M & A時の専門家活用費用等を支援する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

国	補助	独立行政法人 中小企業基盤整備機構	補助 (定額)	民間 団体等	補助 (1/2、2/3等)	中小 企業等
		申請類型	補助上限額		補助率	
ものづくり補助金		①省力化（オーダーメイド）枠	750万円～8,000万円(1,000万円～1億円)		中小：1/2※、小規模・再生：2/3 ※1,500万円までは1/2、1,500万円を超える部分は1/3	
		②製品・サービス高付加価値化枠	通常類型	750万円～1,250万円(850万円～2,250万円)	中小：1/2※、小規模・再生：2/3 ※新型コロナウイルス回復加速化特例2/3	
			成長分野進出類型（DX・GX）	1,000万円～2,500万円(1,100万円～3,500万円)	2/3	
		③グローバル枠	3,000万円(4,000万円)		中小：1/2、小規模：2/3	
⇒大幅費上り特例：補助事業終了後、3～5年で大幅な費上りに取り組む事業者に対し、上記枠の補助上限額を100～2,000万円上乗せ（※新型コロナウイルス回復加速化特例を除く）。①～③の補助上限額（ ）については、特例適用時の上限額。						
持続化補助金	一般型	①通常枠、②資金引上げ枠、 ③卒業枠、④後継者支援枠、 ⑤創業枠	①：50万円 ②～⑤：200万円 ※免税事業者からインボイス発行事業者に転換する小規模事業者は、一律50万円上乗せ		2/3 ※②のうち赤字事業者は3/4	
IT導入補助金	通常枠		ITツールの業務領域が1～3まで ：5万円～150万円未満 ITツールの業務領域が4以上 ：150万円～450万円以下		1/2	
	複数社連携IT導入枠		①インボイス対応型の対象経費と同様 ②50万円×グループ構成員数 ①+②合わせて～3,000万円		①インボイス対応型と同様 ②2/3	
	インボイス枠	インボイス対応類型	インボイス制度に対応する以下のITツール 【会計・受発注・決済ソフト】：①50万円以下、②50万円超～350万円 【PC・タブレット等】：～10万円 【レジ・券売機】：～20万円		【会計・受発注・決済ソフト】： ①中小企業：3/4、小規模事業者：4/5 ②2/3 【PC・タブレット等】：1/2 【レジ・券売機】：1/2	
		電子取引類型	～350万円		中小企業：2/3 大企業：1/2	
	セキュリティ対策推進枠		5万円～100万円		1/2	
	事業承継・引継ぎ補助金	経営革新	①創業支援型 ②経営者交代型③M&A型	～800万円		1/2～2/3
専門家活用		①買い手支援型 ②売り手支援型	～600万円		1/2～2/3	
廃業・再チャレンジ			～150万円		1/2～2/3	

成果目標

- それぞれ以下の達成を目指す。
- 【ものづくり補助金】
 - ・付加価値額が事業終了後3年で9%以上向上する事業者割合が50%
 - ・事業化を達成した事業者の給与支給総額が、事業終了後5年時点で、年率平均+1.5%以上向上
 - 【持続化補助金】
 - ・事業終了後1年で販路開拓につながった事業者の割合を80%以上
 - 【IT導入補助金】
 - ・補助事業者全体の労働生産性が、事業終了後3年で、9%以上向上すること
 - 【事業承継・引継ぎ補助金】
 - ・事業承継・引継ぎ補助金の補助事業者（経営革新事業）について、補助事業者全体の付加価値額が、事業終了後5年で、+15%以上向上すること

生産性向上を目指す皆様へ

生産性革命推進事業のご案内

ものづくり・商業・サービス補助金

- ✓ 革新的な製品・サービスの開発や生産プロセス等の省力化に必要な設備投資等を支援

小規模事業者持続化補助金

- ✓ 小規模事業者等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓を支援

IT導入補助金

- ✓ 業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策に向けたITツール等の導入を支援

事業承継・引継ぎ補助金

- ✓ 事業承継・M&A後の経営革新（設備投資、販路開拓等）や、M&A時の専門家活用費用等を支援

- インボイス制度や賃上げに取り組む事業者を補助上限額引上げや下限額撤廃等により強力に支援します

詳しくは裏面

本紙は「令和5年度補正予算」の制度概要をご紹介します。事業ごとに準備が整い次第公募を開始しますので、公募情報はホームページでご確認ください。

チラシのダウンロードはこちら！



ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

- * 革新的な製品・サービスの開発、生産プロセス等の省力化に必要な設備投資等を支援します。
- * 省力化（オーダーメイド）枠を新設し、人手不足の解消に向けて取り組む中小企業・小規模事業者の省力化投資に対し、補助上限を引き上げて支援します。
- * 大幅な賃上げに取り組む場合は補助上限を引き上げます。

申請類型	要件	補助上限額(※1)	補助率
省力化(オーダーメイド)枠	省力化への投資	750万円～8,000万円 (1,000万円～1億円)	1/2(※2)
製品・サービス高付加価値化枠	通常類型	製品・サービスの高付加価値化	750万円～1,250万円 (850万円～2,250万円)
	成長分野進出類型 (DX・GX)	DXやGXに資するもの	1,000万円～2,500万円 (1,100万円～3,500万円)
グローバル枠	海外事業の拡大・強化に資するもの	3,000万円 (4,000万円)	1/2(※2)

(※1)従業員規模毎に設定。○内の金額は大幅な賃上げを実施した場合の上限額
(※2)小規模事業者・再生事業者は2/3 (※3)新型コロナ回復加速化特例は2/3

↑公募情報はこちら



(大幅な賃上げをする事業者は、100～2,000万円の補助上限を上乗せ
(新型コロナ回復加速化特例を除く))

小規模事業者持続化補助金

- * 小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等を支援します。特に赤字など業況が厳しい中でも、賃上げや事業規模の拡大に取り組む事業者等を引き続き支援します。
- * 免税事業者からインボイス発行事業者に転換する事業者に対し、全ての申請枠で補助上限を一律に引き上げて支援します。

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	50万円	2/3※
賃金引上げ枠・卒業枠 後継者支援枠・創業枠	200万円	

※賃金引上げ枠のうち赤字事業者は3/4

【インボイス特例】
インボイス発行事業者に転換する事業者は補助上限額を一律50万円上乗せ(最大250万円)

商工会地区



商工会議所地区



←公募情報はこちら

IT導入補助金

- * 業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策に向けたITツール等の導入を支援します。
- * インボイス制度に対応したITツールの導入を支援するため、小規模事業者の補助率を引き上げます。

申請類型	補助対象経費	補助上限額	補助率
通常枠	ITツール	150～450万円	1/2
複数社連携IT導入枠	①ITツールの対象経費と同様 ②消費動向等分析経費 ③事務費・専門家費	①+②+③ 合わせて 3,200万円	1/2 ～ 4/5
	ITツール (会計ソフト、受発注システム(おし決済ソフト) PC・レジ・券売機等	下限無し 50万円 350万円	3/4 4/5 2/3
セキュリティ対策推進枠	サイバーセキュリティお助け隊サービス利用料(※2)	10～20万円 100万円	1/2

※1 取引先に無償で使用させる場合、申請者が中小企業等の場合は補助率2/3、大企業等の場合は補助率1/2(補助上限額はいずれも350万円)
※2 (独)情報処理推進機構(IPA)「サイバーセキュリティお助け隊サービス」に掲載されたサービス



←公募情報は
こちら

事業承継・引継ぎ補助金

- * 事業承継・引継ぎに係る取組を支援します。
- * 一定の賃上げを実施する事業者を対象に補助上限を引き上げて支援します。

申請類型	補助上限額	補助率
経営革新枠	600万円	1/2～2/3
設備投資等の新たな取組	800万円	1/2 (上乗せ分のあり)
一定の賃上げをする事業者の 上限を200万円上乗せ		
専門家活用枠 仲介・FA費用等	600万円	1/2～2/3
廃業・再チャレンジ 枠※1 廃業費用等	150万円	1/2～2/3

※1 経営革新枠、専門家活用枠との併用が可能



←公募情報は
こちら

お問い合わせ先

- ・ものづくり・商業・サービス補助金：ものづくり補助金事務局サポートセンター (050-8880-4053)
- ・持続化補助金：商工会地域の方 ※所在地によって異なるため右のQRコードよりご参照下さい。
商工会議所地域の方のお問い合わせはこちら (03-6632-1502)
- ・IT導入補助金：サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター (0570-666-376)
- ・事業承継・引継ぎ補助金：経営革新枠 (050-3000-3550)
専門家活用枠/廃業・再チャレンジ枠 (050-3000-3551)



【商工会地域の方、お問い合わせ先】

生産性向上を目指す皆様へ

令和5年12月時点版

令和5年度補正予算

「ものづくり・商業・サービス補助金」で

雇用の多くを占める中小企業の生産性向上、持続的な賃上げに向けて、
新製品・サービスの開発や生産プロセス等の省力化に必要な
設備投資等を支援します！

STEP1 対象要件

公募要領等はこちらをチェック

※公募は2回程度実施予定。準備でき次第、順次公表



- 中小企業・小規模事業者等が、**革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス等の省力化のための設備投資・システム構築**を行い、

- ① 付加価値額 **年平均成長率3%**増加
- ② 給与支給総額 **年平均成長率1.5%**増加
- ③ 事業場内最低賃金が**地域別最低賃金+30円以上**の基本要件等を目指す**3～5年の事業計画**に取り組むこと。

STEP2 申請手続

- 公募要領で**補助対象者、申請要件、対象経費、スケジュール等**を確認
■ **GビズIDを取得**※のうえ、電子申請システムにより申請

※本補助金の申請にはGビズID（アカウント）の取得が必要です。
ID取得に一定期間を要しますので、お早めにお手続き下さい。

GビズID 検索



審査

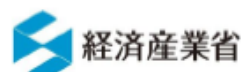
STEP3 事業実施、フォローアップ

- 交付候補者決定、交付申請・決定を経て事業を実施
■ 補助事業実施期間内に設備投資等を行い、**実績報告書**を提出
■ **3～5年の事業計画に基づき事業を実施し、事業化状況報告を提出**※

※3～5年の間、毎年事業化状況報告を提出いただき、事業成果を確認します。また、基本要件等が未達の場合、補助金返還義務があります。

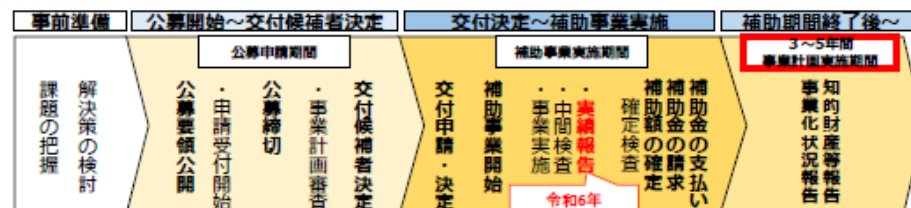
※申請類型等の詳細は裏面をご確認ください。

令和5年度補正予算で中小機構に措置



Be a Great Small.
中小機構

事前準備から事業終了までの流れ



※令和6年12月10日までに実績報告まで完了していただく必要があります。無理のない計画を基に申請を行ってください。

※申請時点で明らかでない経費については、交付申請・決定の段階時点で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。

対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いができませんので、申請時点でよくご確認ください。

支援枠・類型の概要

	生産プロセス改善等の取組	製品・サービス開発の取組		海外需要開拓等の取組
	省力化 (オーダーメイド) 枠	製品・サービス高付加価値化枠		グローバル枠
		通常類型	成長分野進出類型 (DX・GX)	
要件	省力化への投資	製品・サービスの 高付加価値化	DXやGXに資するもの	海外事業の拡大・強化 に資するもの
補助 上限	750万円～8,000万円	750万円～1,250万円	1,000万円～2,500万円	3,000万円
補助 率	1/2 ※小規模・再生事業者2/3 ※1,500万円までは1/2、 1,500万円を超える部分は1/3	1/2 ※小規模・再生事業者2/3 ※新型コロナ加速化特例2/3	2/3	1/2 ※小規模2/3
対象経費	<全枠・類型共通> 機械装置・システム構築費(必須)、運搬費、技術導入費、知的財産権等関連経費、外注費、 専門家経費、クラウドサービス利用料、原材料費 <グローバル枠のみ> 海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費も利用可能			

▶ **大幅な賃上げに取り組む事業者への支援**：補助事業終了後、3～5年で大幅な賃上げに取り組む事業者に対し、100万円～2,000万円を上記各枠の補助上限に上乗せ（申請枠・類型、従業員規模によって異なる、新型コロナ加速化特例適用事業者を除く）。

<参考> 製品・サービス高付加価値化枠については、厚生労働省所管の産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）

を併給できる場合があります。詳しくは右記の厚生労働省HPで確認いただくかコールセンターまでお問い合わせください。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター 0120-603-999 受付時間 9:00～21:00（土日・祝日含む）厚生労働省HP



活用イメージ

省力化（オーダーメイド）枠

熟練技術者が手作業で行っていた組立工程に、システムインテグレータ（Sier）と共同で開発したAIや画像判別技術を用いた自動組立ロボットを導入し、完全自動化・24時間操業を実現。組立工程における生産性が向上するとともに、熟練技術者は付加価値の高い業務に従事することが可能となった。

製品・サービス高付加価値化枠

<通常類型> 最新複合加工機を導入し、精密加工が可能となり国際基準に準拠した部品を開発
<成長分野進出類型> AIやセンサー等を活用した高精度な自律走行搬送ロボットの試作機を開発

グローバル枠

海外市場獲得のため、新たな製造機械を導入し新製品の開発を行うとともに、海外展示会に出展

生産性向上を目指す皆様へ

令和5年度補正予算

「小規模事業者持続化補助金」

地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓の取組を支援します！

【事業目的】

小規模事業者※等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓を支援

※ 従業員数が「商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)」の場合5人以下、製造業またはそれ以外の業種の場合20人以下である事業者

【補助上限】

50～200万円

⇒ 免税事業者から適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）に転換する場合、一律に50万円の補助上限上乗せを行います。（最大250万円）
（詳細は、裏面をご確認ください）

【補助率】

2／3（賃金引上げに取り組む事業者のうち、赤字事業者は3／4）

【補助対象】

店舗改装、広告掲載、展示会出展費用など

【今後のスケジュール】

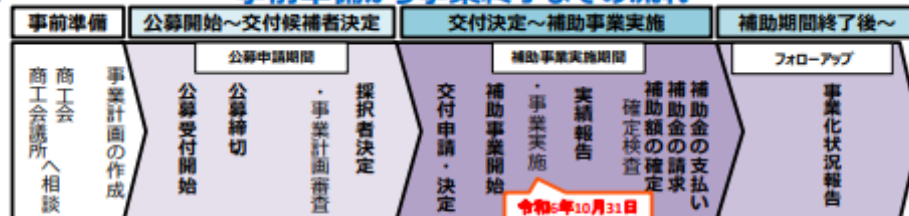
準備が整い次第、速やかに公募を開始します。

※詳しくは事務局ポータルサイト（裏面）をご確認ください。

応募方法：原則持続化補助金申請システムによる電子申請

※電子申請に必要なGBizIDプライムアカウントの発行には、一定の期間がかかりますので、事前にアカウントを発行することをお勧めします。電子申請先は公募要領をご確認ください。

事前準備から事業終了までの流れ



※申請時点で明らかでない経費については、交付申請・決定の段階時点で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。
事後で対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いができませんので、申請時点でよくご確認ください。
※令和6年10月31日までに事業を完了し、令和6年11月10日までに実績報告書を提出していただく必要があります。

支援枠・類型の概要

	通常枠	特別枠			
		賃金引上げ枠	卒業枠	後継者支援枠	創業枠
補助率	2 / 3 (賃金引上げ枠のうち赤字事業者は 3 / 4)				
補助上限	50万円	200万円			
インボイス特例	50万円※ ※インボイス特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に50万円を上乗せ				

【申請要件】

- 賃金引上げ枠 ⇒ 事業場内最低賃金を地域別最低賃金より+50円以上とした事業者（既に達成している場合は申請時点の事業場内最低賃金より+50円以上）
- 卒業枠 ⇒ 小規模事業者として定義する従業員数を超過して規模を拡大する事業者
- 後継者支援枠 ⇒ アトツギ甲子園のファイナリスト等となった事業者
- 創業枠 ⇒ 過去3年以内に「特定創業支援事業」による支援を受け創業した事業者

免税事業者からインボイス発行事業者へ転換した事業者は、全ての枠で50万円の補助上限を上乗せ。

○インボイス特例 ⇒ 免税事業者のうちインボイス発行事業者の登録を受けた事業者

※申請要件等の詳細は、下記事務局HPに掲載の公募要領等をご確認ください。

活用事例①

※ 青字が本補助金の対象経費

古民家をカフェとして営業するため、**厨房を改装**。加えて、地元飲食店との**コラボメニュー開発**や、地域住民の協力を得て様々なイベントをカフェで開催。

活用事例②

蕎麦屋が地元特産のかき揚げをセットメニューに追加するため、**高性能フライヤーを導入**。新規顧客の増加、顧客単価アップを目的として**地元メディアに広告を出稿**。



「IT導入補助金」でIT導入・DX (デジタルトランスフォーメーション) による生産性向上を支援!

- 業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策に向けたITツール等の導入費用を支援!
- インボイス対応に活用可能!** 安価なITツールの導入にも活用可能で、**小規模事業者は最大4/5補助!**
- 補助額は最大450万円/者、補助率は1/2~4/5!**

通常枠

- 生産性の向上に資するITツール(ソフトウェア、サービス)の導入費用を支援します。
- クラウド利用料を最大2年分補助し、保守運用等の導入関連費用も支援します。

インボイス枠 インボイス対応類型

- 10月1日に開始されたインボイス制度への対応に特化した支援枠で、**会計・受発注・決済ソフト**に加え、**PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援**します。
- 小規模事業者は最大4/5補助**し、補助下限は無く安価なITツール導入も支援します。

インボイス枠 電子取引類型

- 取引関係における発注者(大企業を含む)が費用を負担してインボイス対応済の受発注ソフトを導入し、**受注者である中小企業・小規模事業者等が無償で利用できるケースを支援**します。

複数社連携IT導入枠

- 10者以上の中小企業・小規模事業者等が連携した、インボイス制度への対応やキャッシュレス決済を導入する取組等を支援**します。連携のための事務費・専門家費も補助対象です。

セキュリティ対策推進枠

- 独立行政法人 情報処理推進機構 (IPA) が公表する「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されている**セキュリティサービスの利用料**を支援します。

※詳細は裏面をご確認ください。

令和5年度補正予算で中小機構に措置



経済産業省



Be a Great Small.

中小機構

チラシのダウンロードはこちら



<詳細> (赤字は令和5年度補正予算での拡充点です)

枠/ 類型	通常枠		インボイス枠（インボイス対応に活用可能！）				複数社連携IT導入枠	セキュリティ 対策推進 枠	
			電子取引類型	インボイス対応類型					
補助 事業者	中小企業・ 小規模事業者等		大企業 等	中小企業・ 小規模事業者等					
補助額	5万円 ～ 150万円 未満	150万円 ～ 450万円 以下	インボイス制度に 対応した 受発注ソフト	インボイス制度に 対応した会計・受 発注・決済ソフト	PC・ タブレ ット等	レジ・ 券売機 等	(1)インボイス枠インボイス対応 類型の対象経費（左記同様） (2)消費動向等分析経費 ^(※1) （上記(1)以外の経費） 50万円×参画事業者数 補助上限： (1)+(2)で3,000万円 (3)事務費・専門家費 補助上限：200万円	5万円 ～ 100万円	
			～350万円	50万円 以下	50万円 超 ～ 350万円	～10 万円	～20 万円		
補助率	1/2		2/3	1/2	4/5 、3/4 (※2)	2/3 (※3)	1/2	(1)インボイス枠インボイス対応 類型と同様 (2)・(3) 2/3	1/2
補助 対象 経費	ソフトウェア 購入費、 クラウド利用料 (最大2年分)、 導入関連費		クラウド利用料 (最大2年分)	ソフトウェア購入費、クラウド利用料(最大2年分)、導入関連費、 ハードウェア購入費				サイバー・セキュリティ サービス利 用料(最大 2年分) (※4)	

(※1)消費動向等分析経費のクラウド利用料は、1年分が補助対象。

(※2)小規模事業者については補助率は4/5。中小企業については補助率は3/4。

(※3)補助額50万円超の際の補助率は、補助額のうち50万円以下については3/4 (小規模事業者は4/5)、50万円超については2/3。

(※4) (独) 情報処理推進機構 (IPA) 「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されたサービス

<活用例>

インボイス枠

- インボイス発行の手間を効率化するため、「会計ツール」を導入。
経理担当が手作業で行っていた出納管理が自動化され、バックオフィスの効率が全体的に向上。

通常枠

- タイムカードによる勤怠管理のため、本日出勤後の現場移動、帰社後の帰宅が必要であったところ、
「勤怠・労務管理ツール」の導入により出先からの打刻が可能に。これにより、**残業時間が3割削減、
人事担当の作業効率も大幅アップ!**

<今後のスケジュール>

通常枠、セキュリティ対策推進枠、

インボイス枠 (電子取引類型)

- 第1次締切 3月15日 (予定)
- 第2次締切 4月15日 (予定)
- 第3次締切 5月20日 (予定)

インボイス枠 (インボイス対応類型)

- 第1次締切 3月15日 (予定)
- 第2次締切 3月29日 (予定)
- 第3次締切 4月15日 (予定)
- 第4次締切 4月30日 (予定)
- 第5次締切 5月20日 (予定)

複数社連携IT導入枠

- 第1次締切 4月15日 (予定)

※準備が整い次第、速やかに公募を開始。詳しくは、事務局ポータルサイトをご確認ください。

サービス等生産性向上
IT導入支援事業
事務局ポータルサイト応募方法等の詳細は
こちらからご確認ください

生産性向上を目指す皆様へ

令和5年12月時点版

令和5年度補正予算

「事業承継・引継ぎ補助金」で

雇用の多くを占める中小企業の生産性向上、持続的な賃上げに向けて、事業承継・M&A、グループ化後の経営革新（設備投資、販路開拓等）や、M&A時の専門家活用費用等を支援します！

経営革新 枠

事業承継※1・M&A後の経営革新（設備投資・販路開拓等）に係る費用を補助します※2

※1：経営者交代類型は承継前の後継者も対象です

※2：複数の中小企業を子会社化し、グループ全体の生産性向上のための投資を行う場合、グループ一体として申請できる「グループ申請」を新設しています

専門家活用 枠

M&A時の専門家活用に係る費用（フィナンシャル・アドバイザー（FA）や仲介に係る費用※、セカンドオピニオン、表明保証保険料等）を補助します

※FA・仲介費用については、「M&A支援機関登録制度」に登録されたFA・仲介業者による支援に係る費用のみ補助対象です

廃業・ 再チャレンジ 枠

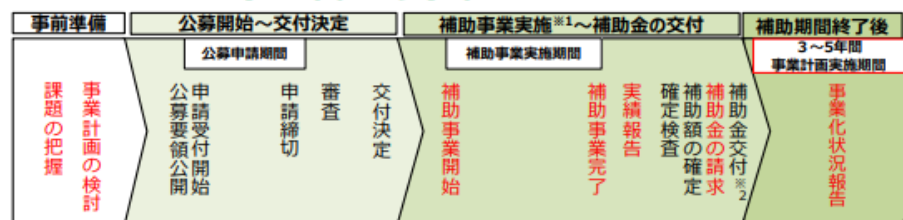
事業承継・M&Aに伴う廃業等に係る費用（原状回復費・在庫処分費等）を補助します

※廃業・再チャレンジ枠は、経営革新枠・専門家活用枠と併用できます

※詳細は裏面をご確認ください。

令和5年度補正予算で中小機構に措置

事前準備から事業終了までの流れ



※1：補助事業期間内に契約・発注を行い支払った経費とする。

※2：補助金の交付については、実績報告書等を提出し、実施した事業内容の検査と経費内容等の確認により、交付すべき補助金の額を事務局にて確定した後支払うため、交付決定された場合でも支払われないことがあるため留意すること。

支援枠の概要

	経営革新枠	専門家活用枠	廃業・再チャレンジ枠
要件	経営資源引継ぎ型創業や事業承継（親族内承継実施予定者を含む）、M&Aを過去数年以内に行った者、又は補助事業期間中に行う予定の者	補助事業期間中に経営資源を譲り渡す、又は譲り受ける者	事業承継やM&Aの検討・実施等に伴って廃業等を行う者
補助上限	600～800万円＊ ＊一定の賃上げを実施する場合、補助上限を800万円に引き上げ	600万円	150万円＊ ＊経営革新枠、専門家活用枠と併用申請する場合は、それぞれの補助上限に加算
補助率	1/2・2/3＊ ＊中小企業者等のうち、①小規模、②営業利益率の低下（物価高影響等）、③赤字、④再生事業者のいずれかに該当する場合：2/3	買手支援類型：2/3 売手支援類型：1/2・2/3＊ ＊①赤字、②営業利益率の低下（物価高影響等）のいずれかに該当する場合：2/3	1/2・2/3＊ ＊経営革新枠、専門家活用枠と併用申請する場合は、各事業における事業費の補助率に従う
対象経費	店舗等借入費、設備費、原材料費、産業財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、広報費	謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、保険料	廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費用（併用申請の場合のみ）

活用イメージ

経営革新枠 経営者交代類型

事業承継を契機に、新市場を開拓するため、再生エネルギー分野の特殊ボルト開発を目的に高精度加工機械を導入。

専門家活用枠 買手支援類型

経営戦略として、売上拡大・事業効率化を図るため、同じ県内の同業者をM&Aにより承継。経営資源の引継ぎにより、規模の経済拡大に伴う売上拡大・事業効率化につながった。

お問い合わせ先

経営革新枠（050-3000-3550）

専門家活用枠/廃業・再チャレンジ枠（050-3000-3551）

応募方法等の詳細はこちらでご確認ください

公募サイト

